2004年５月13日

JICA異議申立制度設置要綱（案FC.7-5）へのコメント

国際環境NGO　FoE　Japan
松本　郁子

○「８．異議申立の期間」において、開発調査の本格調査終了後も、実際にプロジェクトが実施されるまで、調査の内容は変更可能である。開発調査の異議申立の受付は、本格調査の終了から１年間という制限を設けるべきではない。

○情報公開の項目に、異議申立の受付状況、手続の進捗状況の公開を追加すべき
（例）12. 情報公開
・　審議員は、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項が含まれないよう配慮しつつ、ウェブサイトにて異議申立の受付状況、手続進捗状況を公開する。

○紛争解決に向けた対話の促進の役割も審議員が担えるような規定を行うべき。

○要綱の最後に、見直し条項を追加すべき
（例）16. 異議申立制度の見直し
・　本設置要綱の見直しは、原則としてガイドラインの見直しにあわせて実施する。見直しについては、それまでに蓄積された利用者及び審議員からの意見・評価に基づき検討を行う。
・　本要綱は2004年９月より施行する。また、2004年９月以前に要請のあった案件についても、旧ガイドラインに基づく異議申立を受け付ける。

以上